

平成28年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第4号

平成28年12月22日(木曜日)

議事日程第4号

平成28年12月22日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地方創生調査対策について
- 日程第4 議案第109号から同第113号まで、同第115号から同第121号まで及び同第141号
- 日程第5 議案第122号から同第134号まで、同第142号、請願第5号及び発議第10号
- 日程第6 議案第114号、同第135号から同第139号まで、同第143号、請願第4号及び発議第8号
- 日程第7 議案第140号
- 日程第8 発議第9号
- 日程第9 発議第11号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地方創生調査対策について
- 日程第4 議案第109号から同第113号まで、同第115号から同第121号まで及び同第141号
- 日程第5 議案第140号
- 追加日程第1 会期の延長について

応招議員 19名

出席議員 19名

1番	吉川慶一君	2番	笠原幸江君
3番	斉木勇君	4番	渡辺重雄君

5番	倉又稔君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	中村実君	10番	大滝豊君
11番	高澤公君	12番	伊藤文博君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	五十嵐健一郎君
18番	松尾徹郎君	19番	樋口英一君
20番	古畑浩一君		

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田徹君	副市長	織田義夫君
総務部長	金子裕彦君	市民部長	岩崎良之君
産業部長	斉藤隆一君	会計管理者兼務	山本将世君
企画財政課長	藤田年明君	総務課長	斉藤喜代志君
能生事務所長	原郁夫君	定住促進課長	井川賢一君
市民課長	池田正吾君	青海事務所長	五十嵐久英君
福祉事務所長	水嶋丈明君	環境生活課長	横澤幸子君
交流観光課長	渡辺成剛君	健康増進課長	横澤幸子君
建設課長	見辺太君	商工農林水産課長	斉藤孝君
ガス水道局長	木村清君	会計課長	丸山幸三君
教育長	田原秀夫君	消防長	大滝正史君
教育委員会こども教育課長	山本修君	教育次長	佐々木繁雄君
教育委員会文化振興課長		教育委員会こども課長兼務	
歴史民俗資料館長兼務	磯野茂君	教育委員会生涯学習課長	
長者ヶ原考古館長兼務		中央公民館長兼務	渡辺孝志君
		市民図書館長兼務	
		監査委員事務局長	大嶋利幸君

事務局出席職員

局長	小竹和雄君	次長	松木靖君
係長	室橋淳次君		

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、10番、大滝 豊議員、17番、五十嵐健一郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

本日と昨日、また、12月8日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長から、休会中に行われました所管事項調査報告について、また、地方創生調査対策特別委員長から、中間報告を行いたい旨の申し出がありますことから、本日の日程事項とすることといたしました。

次に、議員発議について申し上げます。

市民厚生常任委員会で継続審査となっておりました請願第4号及び建設産業常任委員会に付託中の請願第5号が、それぞれ採択されましたことから、発議第8号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書及び発議第10号、免税軽油制度の継続を求める意見書が、また、総務文教常任委員会で調査中の権現荘問題に関して監査請求の申し出がありますことから、発議第9号、監査請求に関する決議、このほか発議第11号、たび重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議、以上4件が所定の手続を経て提出されたことから、本日の日程事項とし、委員会付託を省略して即決にて審査いただくことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、12月26日に予定されております特別職報酬等審議会に対し、議会として申し入れを行うべきであるとの意見がかねてよりあり、これについて議会運営委員会で協議いたしました。

その結果、オブザーバー議員の意見も参考にしながら、次のように集約されております。

社会経済情勢が刻々と変化している中、ますます市民要望も多様化・複雑化してきています。それら市民要望に応えるべく、議員は議会閉会中も議員活動をしており、また、活動範囲も幅広く交際費等、自己負担もふえているのが現状であります。今後も市民要望に応えていくためには、議員個々の自己研さんはもちろんであります。年齢や性別にかかわらず、やる気のある優秀な人材からも、議会に参画できる体制整備が必要であると考えますが、現状は退職者を初め自営業者など、限られた条件のもとでの人材しか議員に立候補できない状況下にあると思います。それらを考慮の上、新たな人材を議会に送り出すためにも、環境整備をする必要があると思います。したがって、議員報酬についても、十分協議されますよう要望いたしますとの集約がなされております。

次に、11月15日に開かれました総務文教常任委員会での、原能生事務所長の9月定例会における答弁の訂正及び所管事項調査においてもたび重なる訂正があり、これについて委員より、行政に対する厳しい指摘がなされました。

その結果、行政側に対し、よく調査をした上で答弁するよう、また、再三にわたる答弁の訂正は議会軽視であり、このようなことがないよう厳正な対応を望むとの申し入れを行うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、去る12月8日に行われました議会運営委員会についてご報告いたします。

まず、11月28日に古畑議員より提出されました倉又議長の懲罰を求める要望書について協議しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

この内容につきましては、10月31日に開かれた総務文教常任委員会での倉又委員の発言に対し、侮辱を受けたとして古畑議員より提出されたものであります。この懲罰に関する動議の提出については、地方自治法第134条及び糸魚川市議会会議規則第160条第2項の規定により、懲罰事案があった日から起算して3日以内に提出されたものでなければならず、既に、その期限が過ぎしており、この懲罰に関する要望書は効力を失っておりますが、議会秩序及び品位を保つ意味で、道義的見地に立ち協議いたしました。

提出された要望書の中で、倉又議員の相撲協会における役職について、一部、事実とは違う記述があり、これについても古畑議員よりおわびと訂正があった後、二人よりそれぞれ意見を聞き、両者退席の後、協議に入りました。

その結果、倉又議員より、改めて総務文教常任委員会での発言を初め一連の言動について、古畑議員または議会に対して、品位を欠く態度であったことを深く反省しているとの陳謝がありました。また、ブログ等での記述内容については、ある程度調査をした上で、正確な情報を記載する必要があると思うとの意見もあり、これにつきましては、今後、政治倫理規則の中で十分協議する必要があると思います。

次に、古畑議員からは議長の陳謝に対し、自分自身も傍聴議員であるにもかかわらず感情的になり、混乱を招いた点、私自身、反省している。委員会運営並びに関係者各位に対し申しわけないと陳謝がありました。

このことにより、今回の発言問題につきましては、お互い譲歩し、終息したものと判断いたします。

また、このたびの事案については、議会基本条例が制定されたばかりであり、政治倫理規則についても現在、協議中であることから、先ほども申し上げましたが、今後に向け、十分協議を重

ねたいと思います。

その他、政治倫理規則及び政務活動費の交付に関する条例等の改正、また、糸魚川市議会会議規則、先例申し合わせ事項等については、継続協議といたしました。

以上で、議会運営委員会、委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．所管事項調査について

+

議長（倉又 稔君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、休会中、各常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

１２番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の１２月１６日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

学校給食における危険異物の混入については、当初、小学校の給食配膳中に、おたまの欠けた部材が混入した件について、休憩中に報告を受けたものを、所管事項調査に切りかえ、調査を行いました。

委員から、過去の異物混入が多発した事態から、徹底されてきたはずの日々のチェックのさらなる徹底をすべきだがどうかという質疑に対し、各学校では、日々、また定期的に調理器具の点検をしているが、複数の目で見ると、チェック項目を入念に設定するなど、徹底を図っていきたいと

答弁がありました。

また、定期的な入れかえを含めた備品の管理方法を確立すべき。教育的意味合いを含めた子供たちの点検への協力をさせたらどうか。随時、不良備品の入れかえに対応できるような予算を確保すべきという意見・提案がありました。

いじめ不登校対策事業については、担当課より、いじめの状況について、運動クラブ内のいじめについて説明があった後、委員からは、運動クラブの監督と学校の関係、5月の事案以降の取り組みの甘さについて厳しい意見・質疑が出されました。

委員より、12月15日の新聞に記事が出ているが、情報の把握はされているか。5月の事案発生後の対応は十分だったか。不十分だったために、9月の事案に結びついたとは考えられないかという質疑があり、報道に大きく取り上げられるなど、市民に迷惑をおかけしている。運動クラブでは5月の事案後に、いじめはよくないと指導を行っているが、再発してしまった。加害生徒は、「監督に怒られる」と、指導内容を理解していたようだが、結果的に、教育委員会としてのその後の確認指導が甘かったということだと思う。今後は、子供の見守りと指導をしっかり行っていききたいと答弁がありました。

市長と教育長は、記者発表でしっかり謝っているが、監督が反省の弁を述べていない。反省しているのか。監督は、被害保護者に対応しているのかという質疑に対し、監督は、面談したときに反省していた。子供たちのために、環境を整えて頑張っていきたいと言っていた。監督は、被害保護者が当市に来たときに謝ったと言っているが、保護者の気持ちとしては、謝罪されていないと受け取っているようだと言及されています。

クラブの監督と学校の関係のあり方への対応を早くすべきではないかという質疑に対し、監督との話は続けていく。道筋はまだ見えていないが、なるべく早く対応したい。子供たちの環境が大切であり、地域や、保護者と懇談しながら取り組みをしていきたい。いつとは言い切れないが、時間をいただきたいと答弁されています。

教職員を守るべきである。寄り添って教職員を1人にしないことが重要であると言っているが、なぜ実践しないのかという質疑に対し、教職員の悲痛な叫びを聞いている。関係改善に教育委員会も取り組む必要がある。先生方の声を聞いて、一つ一つ取り組んでいかなければならないと答弁されています。

学校には正式の部活がなく、大会に出場するときだけの運動部となっている。そのような形では、学校は責任をとれない。クラブと学校の間を切るべきであるという厳しい意見も出されています。

また、5月の案件に対する対応は、重大事案ではないからということで、教育委員会に対しては、件数報告に含めるだけで詳細な説明を行わず、議会にも報告しなかったということだが、余りにも事務的な対応で、その事案の陰に潜むものの重大性を認知し対応できなかったために、不十分な対応になってしまった。そこがしっかりしていれば、9月の事案にはつながらなかったと思う。形式的ではない対応を望む。運動クラブは、全国で優秀な成績をおさめてきているし、これからも頑張ってもらいたいと思っているが、しっかりと現状を受けとめて、改めるところを早急に改め、学校との関係改善を含めた、子供たちの環境を整えてもらいたいという意見が、複数の委員より出されています。

フォッサマグナパーク保存活用計画については、担当課より、現状と課題、フォッサマグナパ

ーク保存活用計画策定委員会の検討状況、断層露頭の掘削計画図について説明があった後、委員より、整備にかかる費用は幾らかという質疑があり、約1億5,000万円であると答弁があり、ジオパークの目玉であり、教育的見地が強いと思うが、観光の見地ではどのように考えているか、観光的效果・経済的效果はどのように考えているかという質疑に対し、教育・観光の両面の効果を考えていて、ミュージアムでは、フォッサマグナパークへの道順を聞く人も多くなっているのもっとふえる状況にしたい。糸魚川市へ教育旅行で訪れるケースが多くなっているのも、さらなる経済効果につなげていきたいと答弁されています。

断層露頭が間近に見やすくなるわけだが、その価値はどうか、また、断層調査を行った結果を今回の整備計画にどう生かすのかという質疑に対し、フォッサマグナの断層露頭が見られるのは、ほかに山梨県の早川露頭であるが、河床を歩いて現地に行く必要があり、一般の見学には向いていないので、ここが唯一、一般の方に見ていただける露頭となる。調査により、根知川左岸の断層は、男山の渡辺酒造の下を通っていることが判明しているため、フォッサマグナパークにその状況がわかるような看板を設置すると答弁されています。

権現荘の経営状況については、担当課より、24項目の権現荘業務にかかわる調査事項について説明があった後、委員より、前支配人は、321号室に泊めたのは、布団敷きを手伝ってもらった方だけだと言っていたが、コンサルタント会社の社長も泊めていたということで、うその答弁をしていたことがわかった。

支配人の裁量権についてどう考えるか、収支への影響は明確になっているかという指摘と質疑があり、ナンバー17とナンバー19については継続して調査したい。リピーターの確保のための裁量権については認めてきていたが、その範囲が不明確であり、手続も不十分であったと考えている。収支への影響は不明である。現在は、裁量権の範囲を明確にし、手続も改善して取り組んでいると答弁されています。

経営改善のために支配人を呼んだのに、棚卸し・コスト管理もせずに、7年間で1億円以上の赤字を出している。ほぼ毎日、食材を流用して自己消費していたという証言もある。被害届を出すべきである。潔白であれば、みずから証明すべきであるという意見に対し、赤字の原因が全て支配人によるものではない。リーマンショックや原油価格の高騰など、外的要因によるものも大きい。できるだけ速やかに調査し、3月の時点で報告できるようにしたいと答弁されています。

この後の質疑により、調査項目としてナンバー4、サンエーから購入していた糖質ゼロの酒は、どのように消費されてきたか。

ナンバー11から14、レストラン火打の注文伝票を破棄していた件。

ナンバー17、小林前支配人は、翌日お客に出す予定の魚を調理して、自分の部屋で食べたことがあり、料理長が怒っていた。

ナンバー19、あるコンサルタント会社の社長が、支配人のところで5日以上泊まり、3食の食事付でいた。特別室をほかの客に提供する場合、ほかの部屋に泊まらせていたという項目について、行政が継続して調査し、3月に報告することとなりました。

なお、ナンバー19の調査では、あるコンサルタント会社の社長と前支配人の関係、本当にアドバイスをもらうなど、業務上必要だと思われる理由があったのかについても調査することとしています。

なお、その他において、権現荘運営にかかわる小林前支配人及び職員の不正が疑われる件についての監査請求についてを議題とし、委員会の総意として、議会として地方自治法第98条の第2項の監査請求権を行使する監査請求を、提出者を委員長、賛成者を副委員長として発議することといたしました。

発議については、後ほど、発議第9号のところで説明します。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、休会中の12月19日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、烏帽子の里の火災について、長者温泉ゆとり館の管理運営についてと、糸魚川市地域公共交通網形成計画の策定についてであります。

まず、烏帽子の里の火災については、本定例会初日に市長から行政報告もありましたが、概要の説明を受け、質疑を行っております。

出火原因については、火の不始末の疑いということですが、委員からは、平成22年の火災後の再建の際には、引き渡し直前に外壁に傷がつけられた経緯もあることから、不審火の疑いは払拭されたのかとの質疑があり、そばをゆでるためのまきがわりにしていた古い柱材の燃えかすを、当日は、みぞれも降ったり雪も降っていたものだから外に放置して、片づけるときには湯気もなく煙も出ていなかったもので、消えたということで建物の基礎のところに積んでいて、ちょうどそこが黒く焼けこげていることから、警察としては炭化していたものが自然発火したのでなかろうかという推測の中で、火の不始末という原因で整理した。委員の言う、本建物をつくっている最中にあった事案については、現地で消防なり警察にも話をし、建築施工中に外壁に傷がつけられたことについては、施工業者も警察に被害届を出しており、警察も承知していた状況の中で、火災の原因

について整理されたと聞いているとの答弁がありました。

この建物については、市の財産であるので市が加入する建物保険に加入しており、保険会社の現地の確認がされているということではありますが、委員からは、管理責任はどうなるのかとの質疑があり、指定管理上、協定を結んでいるので、管理者側の原因というところも協定事項の中に入っている。火の不始末の疑いということであるので、その辺の捉え方と、もう1つは地元がどう考えていくかによって違ってくるものだから、今は地元の協議もしている段階だという中で、火の不始末の疑いというところをどう判断すればいいかというところで考えているとの答弁がありました。

委員からは、こういう事故があった後の対処をどうするかが危機管理能力だ。市民のどなたが聞いても納得する形でおさめてもらわないと困る。指定管理者に賠償責任をしないとするなら、説明の論拠をしっかりと示しがつかないという意見がありました。

次に、長者温泉ゆとり館の管理運営については、11月22日の委員会で収支状況に関する追加資料が求められ、再度調査項目としたものであります。

中尾区では入込客の回復の見込みが立たず、従業員の高齢化も進んでいることから、臨時総会を開いて9月末で宿泊事業等を休止することを決定し、10月以降は、市から委託を受けている日帰り温泉入浴事業と売店及び自動販売機に限定して、管理運営がされているものであります。

今後については、木浦地区区長連絡協議会も含め、木浦地区全体としての対応が検討されるということではありますが、まだ結論は出ていない状況であります。

委員からは、直営の宿を今後どう続けていくのか。きっぱりやめるのか、民間に売却していくのか。割とよい施設だと思うので、東京あたりから住み込みで来る人が出てくるかもしれない。次の一手にシフトを変えるべきでないか。そういう考えで検討することはないかという質疑に、建物とすれば、まだまだ活用に値する建物だと思っている。結果的に地元でできないという話になれば、次の活用策を考えなければならない。部内でも協議しており、外部人材を活用して、家族で住んで活用策を模索するというのもある。これは国の補助を受けてつくった建物なので、もし売却ということになると、それなりの手続が必要になってくる。もっと活用できる施設だと思っているので、もう少し地元と膝を交えた話をして、方向性を出していきたいとの答弁がありました。

そのほか、委員からは、木浦地区の人たちから、地域の宝として利用して協力してもらうことや、ゆとり館へ通ずる県道の拡幅要望、手刷りのチラシ対応などいろいろなことを仕掛けて、まだまだ利用者を上げる努力をお願いしたいといった意見がありました。

次に、糸魚川市地域公共交通網形成計画の策定についてであります。これについても11月22日の委員会に引き続き調査項目としたものであります。10月に実施されたアンケート調査の速報・概要版がまとめられ、現況を踏まえた課題とともに計画の素案が示されました。鉄道とバスネットワークの適切な役割分担により、効率的で利便性の高い、持続可能な地域公共交通を再構築するといった方針が示されております。

委員から、先日の新聞記事で糸魚川・新潟間の唯一の快速列車がなくなり、そのかわりトキメキ鉄道の朝と夕方の便がふえたことが記載されておらず、直さないといけないという指摘があり、今回の提出資料はそのことに触れずに記載しており、今後についてはそのことを踏まえた中で、こういった形の計画にするのかを精査して説明したいと答弁されております。

全体の計画の中では、バスと駅を拠点としてつなげていく考えはいいと思うし、それぞれの谷筋

をどうやって幹につなげていくかが大事なので、効率よく利便性よく、そういうことを考える最初の資料でよいという意見に、本計画については、日々状況が変わる中で変えていきたいと思うし、今まででもやっていたが、3月4日にダイヤが改正になれば、改正の結果、どのような利用状況になっているかも含め検討して、計画の中に盛り込んでいきたいと考えていると答弁されております。

また、観光地をめぐる2次交通の問題について、全体の計画の中では薄いのではないかという意見には、マリンドリームとピアパーク等の便を、社会実験的に実施してきた。これらを定期便化することの見込みが立てば、この計画に盛り込んでいく必要があるかと考える。その辺の動きをもう少し交流観光課とも協議した上で、この計画に盛るか盛らないか、判断していく必要があると思っ

ている。どこの路線も、生活路線と観光路線とを分けるものでない。どちらにしても、合わせていかなければならない状況になっている。少子化であったり、高齢化で人口減少になっているわけだが、いかに効率のいいダイヤを組んでいくかという形にもなっていき、観光のラインを生かすことによって、生活のラインにもつながるとい

う形に持っていかなくてはいけないと答弁されております。最後に、当委員会で糸魚川市観光協会と意見交換会を行ったことについて、集約を行いましたので、ご報告いたします。

これは、閉会中の11月22日に開催されたのもですが、前段、国土交通省北陸信越運輸局の土田観光部長様から「国の観光政策と日本版DMOの形成促進について」と題した講演をお聞きし、その後、観光協会から市の観光の状況とDMOの取り組みについての説明を受け、意見交換を行ったものであります。

糸魚川市観光協会は、来年1月に一般社団法人化し、その後、3月をめどに旅行業を取得して、当市のDMOとしての役割が期待されているところでありますが、DMOの取り組みについては、稼ぐ観光として、この地域で稼げるもとをつくる必要性があるということでは意見の一致がありますが、観光協会内部でも温度差があることも感じられました。

しかし、観光協会の山下会長様からは、これから取り組むDMOで、外から人と金を呼ぶ仕組みにして、観光協会が自分で稼いで自分の意見を言って金を使える流れをつくりたいという、力強い言葉もあったところであります。

委員会としては、観光協会だけに任せることについては不安視する声もあり、チーム糸魚川の行政を初め商工会、農協、漁協や国、県とも連携していかなければならないと考えます。市の補助金に頼らなくても行っていけるのがDMO組織であり、そこで重要になってくるのがキーマンとなる人、マネジメントのできる人の確保、育成であるとまとめております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、主な内容と結果についてご報告いたします。

調査項目は、第3期糸魚川市地域福祉計画（案）について、第10次糸魚川市交通安全計画（案）について、第3次糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（案）について、第2次いといがわ男女共同参画プラン（案）について、糸魚川市人権教育・啓発推進計画（案）について、糸魚川市空家等対策計画（案）について、次期ごみ処理施設の整備についての7点であります。

第3期糸魚川市地域福祉計画（案）については、委員より、総人口の年齢区分人口の推計では、平成32年度、高齢人口は平成27年とほぼ変わらないが、中間の生産人口や年少人口が減っているという状況である。この先、福祉社会を支える側が少なくなっていくが、これから5年、10年先を見たときに、糸魚川市は何に一番力を入れていけばいいと考えているかとの質疑に対し、継続して人口が大きく減っていることと、子供が少なくなることにより高齢化率が高くなることが課題であるので、人口対策が重要だと思う。また、高齢者の割合が高くなるが、高齢者全てが介護や福祉のお世話になるのではなく、元気な年配の方も多いため、そういった方からも福祉とか地域活動に参加いただくような環境づくりも重要だと思うとの答弁がありました。

第10次糸魚川市交通安全計画（案）については、委員より、当市では高齢者が起こす事故も、高齢者の死亡者も、新潟県平均より多いということである。高齢者の免許自主返納についての対策はどのようになっているかとの質疑に対し、平成21年度から27年度までは、免許返納制度を周知・普及するという一方で、免許を返納した方に対して、市でタクシー代やバスカードを助成していた。事業開始から7年間経ち、ある程度周知されたという判断で、平成27年度で一旦終了したが、平成28年度の返納数が27年度と比べて相当下がっているという状況であり、何らかの方策をとらなければいけないと考えている。具体的な制度設計については、これから新年度予算等に向けて協議する中で、詰めていきたいと考えているとの答弁がありました。

第3次糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（案）については、委員より、計画を推進する上で、子供を持つ親世代、若い市民にこのことを示して、意見をいただく場を設けるべきではないかと思うがいかがかとの質疑に対し、提案については、PTAや若い世代ということであるので、学校を通じてがいいのか、PTAの会合を通じてがいいのか、その辺は検討させてもらう。計画ができたならそういう方には説明をし、意見を聞く機会を設けたいとの答弁がありました。

第2次いといがわ男女共同参画プラン（案）については、委員より、政治・行政の世界でも女性の活躍が目立ってきているが、市においても、もっと女性が活躍するようにならないか。計画の中で、各種審議会等における女性委員の割合や、市役所の管理職に占める女性の割合の目標指数を、もっと上げるべきではないかとの質疑に対し、確かに現在の目標指数は低いので、それについては検討させてもらい、修正する場合もあるということをお願いしたいとの答弁がありました。

糸魚川市人権教育・啓発推進計画（案）については、計画概要についての説明を受けた後、若干の質疑はありましたが、主には次回以降の委員会で取り扱っていくことといたしました。

糸魚川市空き家等対策計画（案）については、委員より、空き家に関して住宅の不良度判定については、庁内の建築士や担当者が複数で調べるのはどうか。その経験は、地震が発生した際の対策をとることに活かされると思う。また、古くて雰囲気の良い建物に住んでみたくても、耐震性等について調査するために費用が発生するため、そこを応援する制度がないと空き家が活かされていないと思うがどうかとの質疑に対し、空き家の不良度判定について、職員の研修の意味も込めてやっていくということは、貴重な意見であり、調査に取り入れてまいりたい。耐震性等の調査の補助金については、提言のあったもの以外にも、他の市町村の事例も含めて、当市にとってどういう事業が必要なのかということ、検討させてもらいたいとの答弁がありました。

次期ごみ処理施設の整備については、糸魚川市ごみ処理施設整備運営事業入札説明書（案）及び要求水準書（案）について、担当課より説明を受け、委員より、入札の参加資格要件について、3年以上の（地方公共団体発注のPFI、DBO事業の運営業務委託または長期包括運営委託契約の受託）実績ということだが、3年で安全か、少し疑問があるがいかがかとの質疑に対し、DBO方式自体はまだ始まって年数がたっていないため、長い年数をDBO方式や長期包括契約でやっている事業者が少ないという実情がある。ごみ処理施設は3年に1度、精密機能検査を受けることが義務づけられているため、3年以上の実績があれば必ず1回は精密検査を受けて、検査に対する補修などを経験しているということで、コンサルタントの日本環境衛生センターからは、3年以上という線をアドバイスしてもらっている。それぞれの会社は、基本的には自分たちでつくった焼却施設の運転や維持管理の実績があることから、経験がない企業というわけではない。ごみ処理施設の整備運営には長い経験があるが、DBO方式や長期包括契約でやった部分については、経験が少ないということであるので、そういう部分では3年というのが1つの目途であるとの答弁がありました。

さらに委員より、10年後、20年後でも、市民からよかったと言われるものにしてもらいたい。デザインを含め事業者に求めてほしい。近年にない大型事業の発注であるので、行政も意識している地元貢献ということを前面において、そこで働く方々が誇りを持って20年間、勤められるような施設を切望するといった意見もありました。

なお、各計画案に関する調査については、委員からは、非常に膨大な資料が出されており、これだけのものを調査するには時間がなさ過ぎる。ある程度、時間をかけてやるべきであるといった意見や、県や以前の計画をなぞるだけでなく、現場を見て、厳しい糸魚川市の状況の課題を解決するには、何が必要かを考えなければいけないが、そういうことが余り示されていないように思う。市民に伝わるような計画をつくってもらいたいといった意見があり、行政側の計画をつくる上での姿勢や答弁に対しても厳しい意見がありました。

なお、各計画案については、今後パブリックコメントを実施し、当委員会で再度、調査する予定であります。

その他、多くの質疑がありましたが、報告を割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

+

### 日程第3．地方創生調査対策について

議長（倉又 稔君）

日程第3、地方創生調査対策についてを議題といたします。

地方創生調査対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

五十嵐健一郎地方創生調査対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐委員長。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

17番（五十嵐健一郎君）

それでは、これより地方創生調査対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

11月25日に委員会を開催していますので、ご報告いたします。

糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価結果について、総合戦略第2次改訂案及び総合戦略事業の取り組み状況について説明を受け、その質疑や意見の中で、全体としての意見では、ランドデザインの考え方や、小さな拠点づくりの視点を全体に反映させてもらいたい。糸魚川市をどうするのかという姿が見えてこない。新幹線時代に対応した新たなまちづくりや、新たなにぎ

わい創造事業と、中心市街地活性化、北アルプス日本海のラインを生かした新たな塩の道構想など、インパクトや夢のあるプランにしてほしい。

また、女性の働く場所確保対策プロジェクトチームの取り組みも紹介されたが、女性が活躍できるというシフトについては、まだ強化すべきである。さらに、過疎対策と中山間地を30年間、どうやってもたせていくか、具体的に示してほしいなどの意見がありました。

そのほかに、各委員からの指摘と、数々の提案や一般質問の内容などで挙げられている項目こそが、糸魚川らしい本当のニーズであり、そういう視点に立って取り組んでもらいたいがどうかという質疑に対し、今後の総合戦略を見直す中においても取り入れるべき点もあると思っているので、今後、見直し、予算編成等を進める中で、糸魚川の独自性を出す形で見直しを進めていきたいとの答弁であった。

また、DMO・インバウンド推進については、新幹線開業2年目で、既に入込客が減少している中で、DMOについては大きな期待がかかるだけに失敗しないよう、民間だけでもだめだし、行政がやってもだめ。その中間を、どういうふうにしてバランスの調整をとっていくか、民間と一緒に進める式の、思い切った組織機構の改革にしなければならない。どういう仕組みをつくるか、どういう人材を活用していくか、せっかく育てた人材をしっかりと生かしていく後継育成も含めてやっていくことが重要だ。

観光協会にDMOを任せる方針には、大きな不安を持っている。今のイベント・行事が多い中で、苦労している状態であり、情報収集や分析、いろいろな立場の方々の合意形成、マネジメントができるとは思えない。インバウンド推進委員会との意見交換、情報の共有を図りながら、観光協会全体に波及して、生きたDMOにしていかなければならない。京都府の取り組みのように、既成概念を打ち破るような思い切った考え方が必要だ。産業部全体、庁内全体で取り組みをしていかなければいけない。

また、市民レベルの情報共有、地域資源を誇りに思う意識とスキルの向上が非常に弱い。しっかりと受け入れ態勢をつくらなければ人は来ない。ジオパークにかかわるお金を落とす仕組みと、経済効果を真剣に考えるべきで、総合的にやっていくのがDMOだという意見・質疑に対し、食を通じて糸魚川を知ってもらい、糸魚川の魅力を掘り下げてもらおうというのはDMOの一部と考えている。プロモーションしていくには市の職員だけでは限界があり、他市から見た糸魚川市の魅力を掘り下げまとめてもらう人材が、プロモーターとして必要である。そういう人材を早く糸魚川に取り入れて、DMOをシティプロモーションの1つとして使っていく時期に来ている。

さらに、人の問題は一番大きな課題であり、庁内関係事業者との連携、それをどうコーディネートしていくかであり、モデルコースをより積極的にアピールしていきたい、観光協会と腹を割って今後のあり方、取り組み方について協議していきたい。

KPIは、基本的には宿泊者数で考えていきたい。また、リピート率、満足度を着実にふえていくようにしていくとともに、地域の人が光らないと、外からお客様にきていただけない状況であり、子ども一貫教育のジオパーク学習を進める中で、20代から40代の皆さんにも地域に愛着と誇りを持ってもらえるように取り組みたいとの答弁でした。

また、インバウンドの推進では、アメリカ人の職員を中心に情報発信していき、受け入れ態勢の中で英語のパンフレットや指さしの英語メニューをつくっている。それに台湾、香港、中国、ヨー

ロッパそれぞれの地域を分担し、補助メニューやマンパワーなど、いろんな選択肢の中で柔軟に前向きに対応していきたいとの答弁でした。

次に、高校の魅力づくりでは、糸魚川白嶺高校魅力づくり懇談会の意見集約及び懇談会の要望案などの説明を受け、意見と質疑の中で、県の方針については魅力のある高校であれば、小規模校であっても残る可能性があり、今後、魅力づくりについては、3つの高校それぞれが、学校長を中心にして行政と後援会も支援する中で、実際の実務の中で今までにない方法をしていかなければならないと考えている。

平成29年度から平成31年度については統合の予定はない。平成30年度から平成32年度については、県立高校再編整備計画により来年の6月に発表予定で、今次から冬にかけて検討することである。平成31年までは現状の学級数を募集との見込みである。

白嶺では、ホップ・ステップ・ジャンププランを新年度からつくって、子供たちの夢の実現に向けたことをやっていき、そういう面で市としてバックアップしたい。糸高では、40名以上・1クラス以上を国公立に入れたいと頑張っているのも、それぞれの魅力を高めていきたいというのが、当面の課題である。白嶺の約100名は市内の生徒であって、卒業するときには、半分くらいが市内に就職するという一番いい流れになっているので、しっかり残さなければならないし、市外・県外から来てもらえるような取り組みをしていかなければならない、いけないとの答弁であった。

東京で活躍している大企業の経営者や大学教授などを講師として招いて、生徒たちに問題提起や、自分の成功体験を話すキャリア教育など、糸魚川ならではの提案を県教育委員会にして、新たな実業高校や進学もできる体制もつくりながら、子供たちから社会に対して関心を持ってもらうよう提案すべきである。さらに、企業が求める即戦力になるよう、高校のときから手に職を持つということ、市外からも生徒を獲得するよう頑張ってもらいたい。

偏差値で見られたときに、それを上回る学校の魅力がないと、外から来てもらえない。0歳から18歳の魅力づくりで一貫性がないとだめである。もっといえば、今はこのクラスの数だが、これで甘んじようと思わないで、場合によってはもっとふやそうというぐらいの思いを込めてつくらないといけない。一貫教育としての捉え方の中で、高校の問題を考えていくという姿勢を、もう一度振り返ってきちんとやってもらいたい。糸高・白嶺統合のプランというのを出して勝負すべきなどの意見がありました。

今後の委員会の取り組みとしては、新年度予算を踏まえた改訂版の作成の審議や、高校の魅力づくりの今後の取り組みなどを踏まえた論議の中で、この特別委員会として、結審に向けて進めていく予定であります。

以上で、地方創生調査対策特別委員会の中間報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時12分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第109号から同第113号まで、同第115号から同第121号まで及び同第141号

議長（倉又 稔君）

次に、日程第4、議案第109号から同第113号まで、同第115号から同第121号まで及び同第141号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

本定例会初日に、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

議案第109号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第110号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第112号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3案は関連いたしておりますので、一括説明、一括質疑を行っております。

議案第109号と112号については、委員より、人事院勧告による条例改正ではあるが、実質賃金の低下傾向が続き、高齢者の年金の減額も予想される中で、特別職と議会議員の報酬アップについては反対すると反対意見が出され、起立採決の結果、可決されています。

議案第116号、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例については、旧青海自然史博物館を

市民の文化活動スペースに改修し、利用するための条例改正であります。委員より、画廊きらの利用方法はどうか。美術品の保管はどのように行うのかという質疑があり、市所有の美術品が60点ほどあるが、入れかえしながら10点ほどを展示したい。展示しない美術品は、画廊きらの隣の部屋に保管すると答弁されています。

委員より、カルチャールームは会議室として利用されるということだが、机・椅子などの備品類は用意されるのか。また、レッスン室として使われる際には、それらはどこに格納されるのかという質疑に対し、カルチャールームは多目的に利用するので、机・椅子を用意する。格納する部屋を別に設けていないので、部屋の隅に片づけてスペースを使用することになると考えていると答弁がありました。

議案第121号、指定管理者の指定について（能生マリンホール）では、委員より、能生事務所から文化振興課・市民会館に所管が変わったが、ハード・ソフトの何が変わるのか。事業の範囲はどのようになるかという質疑に対し、マリンホールは、補助事業により整備された施設であり、文化ホールとして設計されていないため、舞台機能としては不十分な点もあるが、音響や照明などの舞台操作においては、市民会館のソフト面のノウハウを生かし、小規模な舞台活動を開催するなど、地域の方の交流と文化の振興の場になるように努めていきたいと答弁されています。

議案第113号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、防災情報はいろいろな手段で届けるほうが、市民にとってよいと思うが、能生地区がケーブルテレビの緊急告知放送から防災行政無線の戸別受信機だけになるのは、それに逆行すると思うがいかがかという質疑に対し、緊急告知端末の器械が老朽化し、整備を進めている防災行政無線のデジタル化の中で、市内の防災情報の発信を一元化して、安全性・効率性の向上に対応することとしたと答弁されています。

議案第120号、指定管理者の指定について（柵口温泉権現荘）では、これより、株式会社能生町観光物産センターを、物産センターとして報告します。

委員より、さまざまな形でリニューアル後、2年間の直営経営の後、指定管理者制度に移行し、指定管理者の決定は公募により行うという予定だったが、なぜ、一年早めて1者特命随契で行うのかという質疑があり、当初の2年間の直営期間の後に、指定管理者制度に持ち込むというのは、指定管理料を適正に算定するための基準を見きわめるためであったが、本年3月以降の議会や委員会審査の中で、早く指定管理者制度へ移行するべきだという意見もあり、物産センターの長期経営戦略検討の中でも、権現荘の指定管理を受けることが検討されていたこととあわせ、指定管理料は払わない、利益剰余金の2分の1を市に納入するという条件で合意が可能と判断して、1年前倒しの1者特命随契での指定管理者制度への移行を、いわば軟着陸という形で提案させてもらったという趣旨の答弁がありました。

物産センターの株主の方々は、納得しているのか。取締役会や株主総会での副市長の説明が、赤字が出て市は補てんしないとと言いながら、筆頭株主として、何らかの形で資金供与をするようにとられていると感ずるがどうか。事業の改善のためのコンサルタント委託などの形で、資金供与を行うのではないかという質疑に対し、赤字の補てんはしない。もし赤字になった場合は、市は筆頭株主であるし、役員として経営に参画しているので、あらゆる形で経営努力により、経営改善を行うということである。経営改善の事業委託などは、物産センターの資金により行うもので、市が支

出するものではないと答弁されています。

委員より、株主総会の内容が議論されているが、経営に関しては取締役会の専権事項であり、株主総会は定款の変更が議題となっただけである。会社である限り、赤字あり黒字ありで、赤字になれば、借り入れなどを起こしながら経営していくものである。そのような考え方はないのかという質疑があり、そのように考えている。部門別管理を行い、収支を明確にする中で経営していく。物産センターは収益のよい第三セクターであり、9月定例会で報告した収支状況では、1億6,300万円の利益剰余金があると答弁があり、3年の契約期間の後は公募すべきと考えるがいかがかという質疑に対し、3年間の契約後については、2年後にきちんと公募を行い、次の指定管理者を決定すると答弁されています。

ほかにも多くの質疑がありましたが、省略いたします。

質疑終了後、審査を中断し、12月21日の全員協議会終了後に再開いたしました。

継続審査の申し出がありましたので、継続審査について諮り、賛成少数で継続審査は行わないことにいたしました。

次に討論を行いました。

3人の委員から、これまでの経過では、リニューアル後2年間の直営での経営を経て指定管理者を公募して移行するということから、急に方針変更して1者特命随意契約としたが、方針変更した時点からでも、公募によることはできたはずである。一連の問題で問われたのは経営能力であり、能力のある民間会社に指定管理すべきである。

赤字の原因がどこにあるか調査中であり、不正、背任、横領が疑われる中で、結論を出すまでは、指定管理者制度に移行するべきではない。視察を行った長野県筑北村でも、ホテル経営の実績のある業者であっても、担当者が経営能力にすぐれた人材でなければならないことがわかった。民間のすぐれた業者を選定すべきである。

平成23年3月の赤字の原因を分析するという市長答弁についても、外的要因を挙げるだけで分析を行っていない。平成28年6月の能生事務所長の9,400万円の赤字の原因についての不正確な答弁、9月定例会での無糖の清酒に関する答弁と、11月15日の委員会での訂正発言など、虚偽の答弁が続いた。24項目の調査内容も、支配人寄りの報告内容となっていて、経営収支目標も達成できていないとんでもない状態である。まず、市民から見て、実態がわかる状態にしてから公募すべきであるという反対討論と、1人の委員から、長年の懸案事項が、指定管理者制度に移行という新しい出発を迎えることになるが、少し時間がかかったかと思う。指定管理料を要求せずに、利益の2分の1を市に納めるといふ、市としても行革が一步進む、会社側の勇気ある決断だと思ふ。コンサルタントの指導により独自の経営計画を作成しているが、よくできていて期待が持てるし、やる気を感じる。周辺施設との連携や、周辺地域と一体となって活力を生み出していこうとするなど、設立当初の設置目的に沿った経営計画となっている。経費の削減、原価管理を厳しく行う。食材の一括仕入れなどスケールメリットを生かした取り組み。マリンドリームの鮮魚店やカニ屋との連携や、6次産業化や海洋高校との連携などの積極的事業の展開方針など、熱い思いが感じられる。支配人に、新しい民間人を登用して頑張ってもらいたいという賛成討論がありました。

採決は起立採決で行い、賛成・反対同数となり、委員長判断となりましたので、私の判断基準として、指定管理者候補者の選定理由にある、1、地域振興に係る一層の地域内連携が可能となるこ

と。

2、施設の特性と地域事情をよく知り、現況に応じた経営が期待できること。

3、市内観光施設との連携強化による一層の相乗効果が期待できること。

4、第三セクターであることは懸念材料の1つであるが、反面、サービスの円滑な継承に当たり、市の担当部署と緊密な連携が期待できること。

5、公共施設の指定管理の実績があることの5項目のほかに、6、一連の権現荘の経営改善についての、総文での所管事項調査の中で、委員より、早期の指定管理者制度移行が提言されていて、私も同意見であったが、行政側が1年前倒しの移行に踏み切ったこと。

7、指定管理候補者である株式会社能生町観光物産センターの経営状況は良好であり、経営戦略検討の中で、権現荘の指定管理を受けることが検討されていたこと。

8、糸魚川市温泉施設権現荘管理運営業務仕様書に明記された条件の、管理運営経費は利用料金等による収入を充てるものとし、市は指定管理料を支出しない。

当期純利益（税引き前）がある場合については、指定管理者はその2分の1を市に納入する。

運営赤字が発生した場合でも、市は赤字補てん等を一切行わないという条件を含めて、株式会社能生町観光物産センターの取締役会で承認され、それを受けた定款の変更も株主総会で承認されていて、委託する市と受託する株式会社、双方の意志が一致していること。

なお、赤字補てんは行わないという点については、当委員会の質疑において、別の形で赤字補てんも行わないことが明言されていますし、赤字補てんは要求しないし、行わないというような双方に条件づけるような表現についても、検討することが明言されています。

9、いわば、早期の指定管理者制度移行を目指した、行政の言葉をかりれば軟着陸であるが、3年後は公募を実施することが明言されていること。

以上の点から、総合的に判断し、賛成いたしました。

なお、判断基準の4番目で申し上げた、第三セクターであることが懸念材料ということについてですが、株式会社能生町観光物産センターについても、行政改革の推進事項における「第三セクターの見直しと健全経営」についての例外ではありませんので、今後の議会ではしっかり注視し、チェックしていかなければならないと意見をつけ加えています。

採決終了後、大きく意見が分かれた議案でしたので、改めて集約を行いました。

委員会集約として、行政は、さまざまな問題が起きたときに、十分な対応をしてくれなかった。公務員として、みずから課せられた責務をしっかりと認識して、問題にきちんと向き合って対応し、問題を解決する一歩踏み込んだ姿勢を強く望む。現在調査中の項目については、しっかり調査の上、3月定例会で確実に報告することとしています。

議案第111号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第115号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第117号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第118号、損害賠償の額の決定及び和解について、議案第119号、財産の譲与について、議案第141号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）では、若干の質疑がありました。報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

いろいろ今、委員長報告ありましたけれども、特にこういった場合、委員長裁決という形までいって、しかもこれは継続審査っていう、非常に中道に行くような提案があったにもかかわらず、結果的には提案どおりということになったわけです。私は、これやっぱり行政責任というには、後ろのほうで触れられましたけれども、そういったことを考えますと、委員長、やはりその辺はもうちょっと慎重にやるべきであったと思っておるんですけども、そういうことについて、委員長の見解を含めかつ、今の報告書、るる言われましたけれども、それにもう一回重ねて、ちょっとお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

かなり長く、私の判断基準を申し上げましたので繰り返しません、最後に、以上の点から総合的に判断し賛成したということでありませぬ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

こういうことが2度、3度、委員長裁決ってというのは委員長のせいじゃないんだけども続いております。やはりそうであったけど、今回の場合は継続であるから、やはりそういったことも勘案してやるべきだったと、私は思っております。にもかかわらず、やはりこれまでのように委員長裁決でそうなっちゃった。

これは、あなた吉岡さん、あなたの考えで、俺は俺の考えでやったんだって言えば、全くそのとおりなんです。けれども、せっかくの機会だから、やはり私は三三の、7人のうちの6人の三三だった。これは、私、これはわがままな言い方もしらんけれども、継続だったらやるべきだったと、私は思っております。そういうこと。

るるの説明があったから、これ以上あなたの答弁は要りませぬ。けれども、それだけ申し述べさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第109号、112号、120号について反対討論いたします。

議案第109号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第112号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。それぞれ期末手当の引き上げであります。実質賃金がなかなか上がらない状況の中での引き上げであります。下水道料金等、市民負担もさまざまな形でふえてきている中での引き上げであり、賛成できないものであります。

議案第120号、指定管理者の指定についてであります。平成29年度より、柵口温泉権現荘の指定管理を、第三セクターである株式会社能生町観光物産センターと特命随意契約するものであります。

管理運営上、経営上のさまざまな問題を抱え、その調査も終わっていない中で、公募もせずに強引に、市が50%出資している第三セクターと特命随意契約を結ぶことは到底許されるものではないと考えます。民間から小林金吾前支配人を招聘し、参事としての5年間、その後の非常勤特別職の期間を合わせ7年6カ月で1億円を超える赤字を出し、不正が疑われる点もある中で、調査も十分行われず、解明もされずに指定管理に移すことは、責任逃れと言われても仕方ないものと考えます。

この間の議会の追及により、無責任な経営の実態が少しずつ明らかになってまいりましたが、権現荘を立て直すには、経営をしっかりとやらなければならないということがはっきりしたのではないかと思います。株式会社能生町観光物産センターは、いわば貸館業のような業務を行っている会社であります。これまで、旅館経営を行ったことがある会社ではないと思いますし、宿泊業での経営能力があるとは思いません。

この後も、調査・監査が続くことが考えられる中で、特命随意契約で、三セクの株式会社能生町観光物産センターに権現荘の経営を任せることは、事態を一層複雑化させることになりかねないのではないかと思います。調査・監査がしっかり行われてから、公募による指定管理を目指すべきと考えますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川であります。

議案第120号、指定管理者の指定について反対討論を行います。

提出された議案は、現在、市直営である柵口温泉権現荘の指定管理者に、株式会社能生町観光物産センターを平成29年4月1日から平成32年3月31日まで、特命随意契約により指定をするとしたものであります。

権現荘の管理・運営に関して行政は、平成21年より経営の立て直しを図るため、経験豊かでホテル経営にすぐれているという、民間出身の支配人を雇用してきました。しかし、赤字体質は改善されるどころか拡大の一途をたどり、ついに前支配人在任中、1億円を超える赤字額を計上するに至りました。その大きな赤字原因として、権現荘施設の老朽化を一貫して主張し、結果、約4億円をかけて大規模リニューアル工事を施工しました。リニューアル後2年間は、市直営により4,000万円の黒字を出し、指定管理者を有利な形で公募し選定して引き渡していきたいとしておりました。行政は、その過程にあって指定管理者の公募に際しての説明には、既に民間会社3社1団体が権現荘経営に関心を寄せている企業ありと、繰り返し報告をしてきたのであります。

しかし、それがいつの間にか1年前倒しになり、さらに突如として今までの方針を翻して、第三セクターである株式会社能生町観光物産センターに特命随意契約という、ただ1者指名する契約に踏み切ったのであります。公募により有利な条件で、民間から指定管理者を選考するとした方針はどこへ行ったのでしょうか。

しかも、そこに至るプロセスも、説明を受けた3社1団体に対しての対応も、私たちが聞かなければ報告しないという姿勢は、積極的に論議を重ねてきた議会を軽視するものであり、到底許されるものではありません。この議案提出までの間に、議会での討論も十分に行うことなく、株式会社能生町観光物産センターへの手続は、時間がないと言いながら、手回しよく行われてきたようであります。取締役会で権現荘経営の受託を早々に決め、臨時株主総会での決定等、議会審査も進んでいない間に準備が完了した様子であります。短時間のうちに、万事、抜かりなく進めてきたのは行政主導であったことは明白であります。

臨時株主総会の内容をお聞きしますと、賛成意見は、赤字が出たなら行政が手を打ってくれると言ったから納得したと取締役員の発言ただ1つであります。あとは全て、能生町観光物産センターが、権現荘経営の指定管理者になるべきではない。4億円もかけてリニューアルをして、わずか400万円の黒字しか出せない施設はやめる。2年目は赤字だ。マリンのカニ売り場をしっかり見よと、質問・反対意見が続出したと聞きました。

意見が出るたびに、能生町観光物産センターの社長は、持ち株50%の市を持ち出して、市が必ず対応してくれる。織田副市長は、権現荘の赤字は補てんしないが、物産センターは市が筆頭株主ですから、検討してまいりたいと繰り返していたのであります。その中で、管理運営に係る経費は利用料金による収入を充てるものとし、市は指定管理料を支出しない。当期純利益がある場合は、指定管理者はその2分の1を市に納入する。経営赤字が発生した場合でも、市は赤字補てんをしないとしております。副市長は、発言の中で、市は権現荘をもうかる施設としてつくり上げてきた。市にとって、こんなに有利な条件で指定管理ができるのは、第三セクターである株式会社能生町観

光物産センターしかない。民間企業では絶対に無理でありますと言い切っております。

しかし、2分の1の利益を物産センターはどんな名目で支出するのか、何も話もなく決まってもおりませんでした。しかも、副市長は以前、もうかる施設であるから家賃収入をもらうことを条件にして、民間事業者に指定管理も可能であると言っていたことを忘れてしまったかのように発言をしていたのであります。市は、権現荘の赤字に補てんはしないとありますが、それならば、株式会社能生町観光物産センターにも、融資、増資、指定管理料値上げなどの赤字補てんに匹敵するようなことは絶対にしないと明言し、契約書の中に明記すべきであります。

この株式会社能生町観光物産センターへの指定管理の指定は、多くの曖昧な点があり、積み残したまま拙速に指定管理者を決めるべきではありません。あくまでも、時間がかかろうとも公募により慎重に民間事業者に指定管理者を選定していくべきと考えます。

私たちは、市外調査で長野県筑北村の報告で、幾らホテル経営や旅館経営の経験があっても、どんなに計画書が立派であっても、派遣された人材がすぐれた経営手腕と経営感覚を持っていなければ失敗し、税金をつぎ込むことになる。拙速な契約は慎み、慎重にかつ厳正に進めなければならないとの意見をいただきました。生きた提言を今こそ、この指定管理者の指定に生かすべきであります。

以上、申し上げた観点から、議案第120号には反対といたします。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

きのうも全員協議会がありました。その前に言わせていただきます。私は、反対討論は議案第120号、それと141号、これ関連しますのであわせてやらせてもらいます。

きのう全協がありまして、非常にこの問題、論議が出ました。それから、常任委員会では総文、ここでも非常に多くの方々、今、委員長がその経過をるる報告してありましたけれども、確かに非常に問題のある中身だった。

私はもう前から、この問題につきましては、こういうふうなことを言っております。いわゆる支配人体制というものを温存して、支配人様様でやってくる。そのつけが今ごろになって出てきて、支配人何をやっておるんだ、何やったんだって、こういうことがあからさまになってくる。これが繰り返されておる、ここしばらく。これでいいんだらうかっていうことを、皆さんに私は訴えたい。それと、続いておるうちに、今度はそんなちびっちゃんことを、ちよろちよろちよろちよろ言うておるよりも、もうちょっとやっぱり、4億円もかけたんだから、前向こうまいか、もうけまいかと、こういう論議がまたぞろっていう形で出てくる。何のことはない。きのうの3対3になった議員にしる、こうやって反対討論をしてる私を含めて、何か知らんけれども、困ったちゃんが何か自分のわがままを言うておるんでないかなんて、こういうふうになってしまっただめなんです。このことをまず、言わせていただきます。

それから市の姿勢です。例えば5月、何回もそういう文書は出ております。こういう24項目についての、この非常に不満足な不安定な中身であります、こういうものは。それから5月25に示された柵口温泉権現荘リニューアル基本計画策定総合診断報告書、これ公でつくったものですね、まさに、食だの何だのって言って、地元食材がどうのこうのとか、食の館がどうのこうのと、1人当たりどれだけでもわかるような、そういう路線で突っ走っておるということが、まざまざと見える。言ってみりゃ、支配人様様です。そして、今になったら支配人がまるで、何かスケープゴートみたいにやられておる。これでいいんだろうか。私たちも、ある意味、責任を持たなきゃだめだと思うんです。そういうことを言わせていただきたい。

いずれにしても、それから今の総文の委員長報告の中にも、若干それはありました。行政責任というものがありましたけれども、私はやはり行政責任というものは、きちっとしていくべきだ、私はそう思っております。そういう点では、これは私、今、反対討論だからこれ以上のことは言えないのかもしれないけれども、私はこの、今、言ったように、この24項目の扱い方にしても、先ほど古川議員が触れられたように、何か答えのほうは事務処理、書類整理へ進んでおって……。

〔発言するものあり〕

15番（吉岡静夫君）

一生懸命やってんだよ、こっちは。何言ってるんだよ。二元性の中で進める、私はきょうは原稿なしなんだ。生で言ってるんだよ。わかってもらいたい。あんた方も仲間なんだ、一緒なんだよ。一緒に考えろよ。それを言ってるんです。市長以下、そういったことも、ある意味で私、一議員かもしれないけれども、本当に血の出る思いで今まで見てきた。それをわかってもらいたい。それを言わせてもらいたいんです。

反対討論にしては、ちょっと異例かもしれないけれども、さっきいろんな問題がありましたので、私は自分の原稿っていう物は別に持ってんだけども、それはやめて、もう本番で……。

〔発言するものあり〕

議長（倉又 稔君）

続けてください。

議員に対して討論やってるんだからいいですよ。

15番（吉岡静夫君）

いや違う、みんなに対して言ってるんだよ。

そういうことをやはり、わかってもらいたい。そういう意味で、私は反対討論、先ほどの問題もありましたから、この辺で手早くまとめさせていただきました。

以上、120号、それと141号の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（倉又 稔君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。〔13番 田原 実君登壇〕

13番（田原 実君）

糸魚川21クラブの田原 実です。

議案第120号、指定管理者の指定について、反対の立場より討論をいたします。

この議案は、柵口温泉権現荘を株式会社能生町観光物産センターに、平成29年4月1日より平成32年3月31日まで、指定管理によって経営を委ねようとするものですが、当初、公募方式により指定管理者を選定するとしていたものを、突然、特命随意契約で株式会社能生町観光物産センターに委託しようとするものです。

その理由に、地域連携が図りやすく、市が関与しやすいということ以外、明確な理由がないままに議会に諮り、委託先の承認を取りつけた行政の進め方は、まさに強行そのもの。行政改革実現に向けての合理的な理由はあるのでしょうか。民意の反映はあるのでしょうか。

これまで多額の赤字をつくり、市民の血税で補てんしてきた小林前支配人による放漫経営と、それをチェックしなかった糸魚川市能生事務所のずさんな管理体制。その詳細は調査中、調査中、調査中で、いまだにその内容が議会と市民に明らかにされないうちに、形だけは市の直営を外して、市が関与できる株式会社能生町観光物産センターに指定管理することを急ぐのは、市にとって不都合な事実が出てくる前に、議会の監視から遠ざけるための措置なのではないのでしょうか。おかしいものをおかしなままで、隠してしまおうとしていませんか。

市は4億円かけたリフォーム工事の結果、2年間の黒字経営となることをなぜ確認しないのですか。4億円のリフォーム工事の成果は、実際あるのでしょうか。そもそも、4億円の価値が出るリフォーム工事だったのでしょ。リフォームの成果を誰が確認していくのでしょうか。やりっ放しになるのではないのですか。

小林前支配人が市の承諾もなく勝手なサービスをリピート客や知人に行い、勝手に権現荘客室に泊まり、また、友人・知人を権現荘客室に泊めて接待したことが明らかになってきました。ゆゆしきことであり、背任行為として追求されなければならない事案、事件です。しかし、総務部長・副市長は小林前支配人に、再度、聞き取りして確認するを繰り返すばかりです。おかしいことをした疑いのある人に何を確認するのでしょうか。これまで、巧みに言い逃れをしてきた人が、この期に及んで、私が不正を働きましたとでも言う、本当に思っていますか。むしろ、不都合なことを隠すための打ち合わせと確認を、前支配人とするのではないですか。

これまでの長きにわたり、核心から話をそらし、のらりくらりと答弁してきた行政への不信感は増すばかりであります。チェックもなく支払われた高額な食材や酒類の代金、その売り上げがはっきりしていません。誰が食べましたか。誰が飲みましたか。このことがわからないとされ、調査中のまま、もう何カ月たつのでしょうか。おかしいことだらけです。市外からのお客にふるまったというものが一部明らかになっていますが、市内のお客に振る舞ったというものが、いまだに明らかになっていません。誰がおいしい刺身の盛りつけを食べましたか。誰が高価な酒やワインを飲みましたか。いまだに明らかになっていません。わかっていることは、その結果として出た赤字を税金によって払ったのは、糸魚川市民だということだけです。おかしいものを、おかしいままで隠してしまおうとしていませんか。

たとえ小林前支配人をやめさせても、株式会社能生町観光物産センターに指定管理を任せても、権現荘の体質・本質が本当に改まらない限り、また、第二、第三のおかしなことをする人が運営に係るようになることを、私は心配します。そんなことはないと言いが切れるのでしょうか。そう

疑われても仕方のないこと、まだ明らかにされていないことがあるのです。糸魚川市直営の柵口温泉権現荘にある数々の疑惑を晴らして、市民の信頼を得ることのほうが先です。

以上のことから私は、議案第120号、指定管理者の指定について、柵口温泉権現荘を株式会社能生町観光物産センターへ指定管理を急ぐこの事案に反対します。

議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第120号、指定管理者の指定について、反対討論を行います。

この議案は、市直営の柵口温泉権現荘を株式会社能生町観光物産センターに指定管理させるものであります。反対理由は3点ございます。

1つ目は、支配人の民間登用についての検証中であることです。

権現荘については、平成21年度より、赤字収支改善のため、支配人の民間登用を行いました。民間手法により、経営の改善を図るはずが、7年間で1億1,000万円もの累積赤字となりました。この支配人は、会計管理を初めとして、食材・労務・運営の全ての管理がずさんでありました。

また、支配人を管理する能生事務所は、権現荘の支払い伝票を機械的に処理するのみで、コスト管理を怠ってまいりました。

また、行政執行部は、支配人に裁量権があるとして、特別室の使用や外部友人の宿泊、宿泊券の発行やお客への飲食サービスなど、支配人の好き放題にしてまいりました。

こうしたずさんな経営の調査が終了していないにもかかわらず、権現荘を指定管理に移行すること自体、何か証拠隠滅を急ぐように見受けられるのは私だけでしょうか。

2つ目は、平成23年3月定例会市長答弁、平成28年3月・6月・9月定例会の能生事務所長答弁についてのうそがあることであります。

市長答弁では、3,919万円の赤字を分析するといいいながら、外的要因のみの状況説明だけで、仕入れと売り上げの間に何があるかという中身の分析を行ってまいりませんでした。しっかり分析しておれば、1億1,000万円もの赤字は防げたと思っております。

能生事務所長は、3月定例会一般質問で、売り上げのみを見ていて食材管理を十分に行っていないかった。全ての責任は私にあると断言しておりました。さぞ反省しているものと思っておりましたが、6月定例会一般質問で、庁内協議をしていない内容の答弁を行い、後に関連部分を削除しております。つまり、議会軽視であります。

さらに、9月定例会一般質問においても、支配人は病気により無糖のお酒を飲んでいる。また、無糖のお酒は権現荘にはないと答弁しながら、11月15日に総務文教常任委員会で訂正の申し出をしております。理由を聞くと、聞き取り調査をしないまま答弁したとあります。さらによくはないことは、この9月には支配人が在職していたにもかかわらず、本人からの訂正はありませんでした。経営がでたらめなら、答弁もでたらめという印象であります。

こんな状態で、第三セクターの観光物産センターに移行すること自体、とても異常な行為に見えるのは私だけでしょうか。

3つ目は株式会社能生町観光物産センターに、宿泊施設の管理と運営のノウハウがないことでもあります。

社長とセンター長は元市職員で、権現荘を担当しておりましたが、3,919万円の一番の赤字を出したときの能生事務所長は、この社長であります。株主総会では反対意見がある中、株数の力で押し通したという声があります。せめて、株主の方たちが全会一致にする内容にすべきであったと思います。

そのためにも、市直営によるインバウンドや障害者教育観光等の新しいプランの導入実験や、4億円のリニューアル効果の検証を行ってから、民間公募によるプレゼン等を確認すべきだったと考えます。したがって、指定管理の指定は時期尚早と考えております。

以上3点により、議案第120号の指定管理者の指定について、反対といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番（古畑浩一君）

議案第120号、指定管理の指定についてに対する反対討論を行います。

議案第120号は、柵口温泉権現荘の指定管理団体を株式会社能生町観光物産センターとする議案であります。権現荘事業をめぐっては、合併以来、長年論議が交わされ、旅館業は行政が直接やるべき事業ではないという結論に達し、民間経営・指定管理へ移行すべきとする議会側の要求に対し、米田市長は赤字の最大原因を施設の老朽化であるとし、4億円もの大型リニューアル後に指定管理に移行するとした方針を議会に示しながら、予算案通過後に、行政直営方針継続へと急遽、方針を転換。その際、2年間で4,000万円の経常黒字化をとする約束も果たせぬまま、今度は民間企業を公募により選考し、指定管理料なし、家賃を徴収するなど、より有利な条件で指定管理に移行するとして、その是非をめぐって論議を呼んだ末に、議会議決を受けた方針さえも本年8月に急遽、覆し、公募により指定管理に意欲を見せた3社1団体が説明会に参加していながらも、特命随意契約なる初めて聞く契約により計画を1年前倒しにし、株式会社能生町観光物産センターを1社限定で指定管理者に逆指名する、一方的な方針を示しました。

株式会社能生町観光物産センターの指定管理受け入れについては、取締役会において反対する役員が抗議のために辞任、株主総会においても多数の反対意見があるにもかかわらず、株式の50%を有する糸魚川市主導で進められ、保有株式数という数の論理で賛成多数により可決という結果に持ち込み、受け入れを決定しておりますが、反対者の疑問と怒りは増すばかりであり、納得できるものではありません。

また、同総会の説明において織田副市長は、利益は折半なのに赤字は補てんしないのはどういうことかとの質問に、市もリニューアル等経費を使っているから黒字部分は折半する。赤字が発生しても市は補てんしないが、市としても能生町物産センターの50%の株を所有している筆頭株主で

あり、経営に参画していることから、赤字が続くようであるならば、手をこまねていることではない。市としても経営責任があると発言し、池亀社長は経営はマリンドリームと権現荘の部門で分ける。もし赤字になった場合はマリンドリームからの持ち出しは極力避け、市が筆頭株主という立場において、責任を持つと言っていると説明。

オブザーバーの会計事務所は、マリンドリームは小売販売とテナント収入、権現荘は宿泊業の部門別の計算となるが、会社としては共通経費で行う。財布は同じである。連続した赤字が出た場合、市が筆頭株主として観光物産センターに対しての経営責任から補てんをするなどと述べており、迂回融資、迂回補てんともとれる説明を繰り返しております。

議会への説明においては、権現荘もマリンドリームも赤字の補てんはしないと断言しておりますが、矛盾が生じており将来的に混乱することを危惧するものであります。

また、権現荘の巨額赤字をめぐっては、これまでも、ずさんな経理や放漫経営が続き、不正を疑われるとして疑問を呈されており、本議会においても総務文教常任委員会より、背任、横領が疑われるとして、委員会監査請求決議が提出されるなど、疑惑の解明が強く求められております。立つ鳥跡を濁さずの格言があるように、指定管理移行前にしっかりと疑惑の究明を行うべきであり、時期尚早と考えるものであります。

市が50%の株式を保有する第三セクターで行った場合、現在の直営方式と、結果、同じこととなり、結局、赤字を補てんすることにつながります。それならば、当初の方針どおり民間企業を公募により選考し、独立採算制として賃貸料を取るとした、当初の方針案が妥当であると考えます。権現荘の指定管理移行に対し、再三、再四、二転三転する方針転換は、まさに無計画行政のきわみであります。

米田市長が9月議会での一般質問において、指定管理移行に際し、直営方式や第三セクター方式など公がかかわることはないかとの質問に、直営方式は、もう考えていないし新たな三セクをつくるということも考えていないと答弁。私は、第三セクターも含めて、公が絡むのではなく、純粋に民間の方にやっていただきたい。今の市長の答弁で納得いたしましたとの返答に対し、訂正も追加説明もせず、その後の方針発表では、私は新たな第三セクターはつくらないと言ったんで、既存の第三セクターはいいのだとの言い逃れは、もはや子供の口げんかの領域であります。すりかえそのものであります。

糸魚川市議会としてこのようなご都合主義の方針転換を許してはなりません。住民の負託を受けた議員として、二代表制における議会の責務として、行政の単なる追従機関となることなく、断固として反対することを強く訴えて反対討論といたします。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第109号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第117号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、指定管理者の指定について（柵口温泉権現荘）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、指定管理者の指定について（能生マリンホール）を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第141号、平成28年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食時限のため、暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後3時00分 開議

+

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩をします。

それまで、申しわけございませんが、しばらくお待ちください。

午後3時00分 休憩

午後3時07分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開します。

ただいま、議会運営委員会が開かれましたので、その結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

ただいま、議会運営委員会が開かれましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず最初に、日程変更についてであります。ただいま大火災のため日程変更することになりました。本日は、議案第140号、一般会計補正予算（第6号）について、本日審査をし、また、会期の延長につきましては28日まで延長し、なお、27日に本会議を開催したいということであり、よろしくお願ひいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対するご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、ただいまの委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

この際、日程変更についてお諮りいたします。

この後の日程を変更し、まず議案第140号について議題とし、以後の日程については繰り下げることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、そのように日程を変更することに決しました。

+

+

日程第5．議案第140号

議長（倉又 稔君）

日程第5、議案第140号を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

本定例会初日に提案された議案第140号、平成27年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

こども課・こども教育課関係部分では、特別保育事業において、委員より、障害児の対応につい

での研修は、どのように行っているか、クラスの担任以外も研修を受けているか、臨床心理士など専門職の対応はどのようになっているかという質疑に対し、発達支援センターめだか園が、障害児対応の中心的役割を果たしていて、上越市から月に2度、臨床心理士が来て学校訪問をして個々に対応している。臨床心理士については、なかなか資格者がいないので、上越市から来ていただいているが、総務文教常任委員会での視察に同行させてもらった奈良県橿原市のように、常勤の体制に向けて検討したいと答弁がありました。

中学校天井等落下防止事業において、天井の改修率はどうか。関連して、小中学校の修繕については、どのように対応しているかという質疑に対し、今回の能生中学校、青海中学校の天井落下防止工事で改修率100%となる。その他の修繕については、予算要求前に各学校を訪問して施設点検を行い、必要なものについては予算計上し、対応していると答弁されています。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略いたします。

採決に当たり、特別職の給与と議会議員の報酬の増に対する反対意見がありましたので、起立採決を行い、原案可決となりました。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

6款、農林水産業費の関係では、この時期に来て、これだけ大型の補正がついてくるのは近年まれに見る。農地耕作条件改善事業、中山間地域所得向上支援事業、里地棚田保全整備事業など、すばらしいと思うが、どういう形でこういう快挙を達成したかとの質疑に、国の大型2次補正を利用できたということもあるし、県単の農業・農村整備事業の予算にひと工夫してもらった。糸魚川市における中山間地域農業について、国のほうからも注目されていることもあり、このように至ったのであろうと考えている。

国の事業を活用しながら、加速的に進めていくのが重要でないかと考えており、国の情報収集と情報提供が大事だと感じている。

また、農業者のやる気も、こういった農業をきっかけとして改めて認識してもらい、前向きに捉えて取り組むというところが、今回の事業の結果がマルとなるかバツとなるかというところに大きく影響する。行政も、気持ちを新たにに取り組む必要があるのではないかと考えているという答弁がありました。

次に、建設課の関係の2款、能生駅の駐車場等整備工事については、現在、旧能生体育館跡地付近の路線バスの待機場を能生駅に移転するというものであります。現在、能生駅にある駐車場の一

部をバスの待機場とし、駐輪場の一部も取り壊して道路のつけかえを行い整備するもので、完成後の駐車スペースは30台、駐輪スペースは70台ということであります。また、能生駅2階の空きスペースにバス運転員の待機所も設置する予定にしているとのことでありました。

そのほかにも、若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

環境生活課関係では、委員より、ごみ処理施設運転管理委託事業について、受託者の株式会社日立製作所と交渉して、かなり減額したということであり、その中で1億8,000万円を人件費で減らすことができたとのことだが、これは何人分の人件費かとの質疑に対して、受託者は人件費として20人分を要求していたが、市としては、もともとの仕様のとおり13人分しか認められないということで交渉してきた。結果として1億8,000万円が減額されたものであり、人件費などで1億8,000万円減額されたものと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員より、今までは年間2億5,800万円で運転していたのが3億5,000万円になり、9,000万円くらいアップになる。当初の契約では、そのままの金額でいくような話ではなかったかとの質疑に対し、ごみ処理施設の発注は、15年間という1つの区切りの中で、2億5,800万円で進めさせてもらったが、受託者として実際には5億円くらいかかってきた。そういう中で、受託者は実質的にかかったものが欲しいと繰り返していたが、当市は断ってきた。先般の協議の中でも要求されたが、絶対に認められないと伝えた。

運転開始から15年以降のことは、両者協議の上という形になっている。実際にかかっている数字を確認し、1つずつチェックをしながら交渉し、3年間で12億9,000万円まで減額したが、当市としてはさらにということで、最終的に3年間で10億5,000万円という数字が出てきた。1年当たりで3億5,000万円という金額になったとの答弁がありました。

続いて、次期ごみ処理施設整備運営事業について、委員より、次期ごみ処理施設整備で、前回の委員会で、入札に関しては予定価格を公表するということがあった。公表して満額で落札されたときに、どうやって責任をとるか聞いたら、その答えはなかった。

これから東京オリンピックに向けて物価が上がってくる。業者も限られてくる中で、果たして価格を公表してやるのがいいのか。全体の額が大きいので、1・2%違うといっても金額的には物すごく大きくなる。そこら辺を十分考えてやってもらいたいとの質疑に対し、入札関係の説明をした際、予定価格は事前公表ということで説明したが、事業者選定委員会に、予定価格は事後公表とい

うことでもう一度提案し、その結果については、次回の市民厚生常任委員会で報告したいと考えているとの答弁がありました。

市民課関係では、住民票等コンビニ交付整備事業について、マイナンバーを利用した住民票などのコンビニ交付で、交付範囲は、住民票、印鑑登録証明書、納税証明書、戸籍謄抄本、附票であり、スケジュールとして平成29年10月ごろからサービス開始を予定しているとの説明を受けて、委員より、コンビニが合併するなりして、システムのやり直しなどが生じた場合に、行政側が費用を負担するようなことはあるのか。また、セキュリティの問題で、安全性は保たれるのか。最終的な部分で誰が責任を持つのかとの質疑に対し、市とコンビニ各店とで直接契約するのではなく、コンビニは地方公共団体情報システム機構「ジェーリス」と契約し、市もジェーリスと契約して実施していく。コンビニ間での異動等があっても問題は発生しないと考えている。

セキュリティについては、マルチコピー機を自分で操作して手続を行うため、店員が介在することではなく、また、一般的なインターネットではなく、専用の通信ネットワークを使用するなど、偽造や改ざんを防ぐセキュリティ対策が施される。基本的には、最後は市が責任をとるということを意識しながら、対応しなければいけないと思っているとの答弁がありました。

次に福祉事務所関係では、障害者グループホーム支援事業について、委員より、市が絡む建築は民間よりも高くなると思うが、そういうもののチェックは誰がやっているのかとの質疑があり、今回は、障害者グループホームの改築に対する補助であり、事業主体は社会福祉法人奴奈川福祉会で、民間である。チェックも奴奈川福祉会で実施しているとの答弁がありました。

さらに委員より、市が主体のときは誰がチェックしているのか。また、建築士を雇っているが、市で設計せず、設計事務所にお任せである。市が採用している建築士の職務を全うさせるような制度の組み立てが必要でないかと思うがどうかとの質疑に対して、市が主体の場合は、それぞれの所管課でも行うが、最終的なチェックは企画財政課が、建築士から意見聴取しながら行っている。ここ二、三年、特に建物関係の工事が多かったが、これからは少なくなると想定している。そういった段階では、設計などは外注をできるだけ減らし、庁内でやるという方向性を前々から指示しているところであり、その辺については、今後強化していきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、健康増進課関係では、高度救急医療設備事業において、糸魚川総合病院で不足している脳神経外科医師について、1名の医師が勤務の意向を示しており、勤務の確約に向けた医療環境の改善となる手術用顕微鏡の整備費用を支援するという説明を受け、委員より、これまで常駐だった脳神経外科医がいなくなり交替制のような状況だが、今度は常駐できるということで、救急対応もしてもらわないといけない。住まい等の準備はできているか。また、医師との契約は、何年契約とか時限があるのかとの質疑に対して、就職したいという意向は受けているが、何年ということについてはわからない。なるべく長く勤務してもらえよう、病院も本人と交渉しているし、当市からもお願いしている。また、救急対応と外来、入院対応もしてもらえようという話であり、住まいについては近い所で手配されると思うが、その辺についても、病院と連携をとっていきたいとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第140号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算（第6号）についてであります。反対であります。

第2表 債務負担行為で、住民票等コンビニ交付整備事業、平成28年度から29年度までで4,440万円。次期ごみ処理施設整備運営事業（建設工事）、平成28年度から31年度までで65億円。次期ごみ処理施設整備運営事業（運営業務）、平成28年度から51年度までで84億円が追加補正されております。

住民票、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付整備事業は、システム構築費が4,440万円、運営経費が年間890万円とのことであります。

窓口交付の場合は、写真で本人確認ができますが、コンビニではできません。紛失・盗難等により、なりすましの被害が出るおそれがあります。

交付手数料は、コンビニを50円安くすることとありますが、コンビニは過疎化の進む中山間地には少ないのが現状です。それでよいのか。

また、重要な情報源である市役所とコンビニ接続の問題もあります。慎重に対応すべきと考えます。

次期ごみ処理施設整備運営事業の建設工事65億円と、運営業務委託、委託料23年分84億円は高過ぎます。

ストーカ炉であるにもかかわらず、何でこのように高く設定するのか。1.5倍から2倍くらいに設定しているのではないか。これまでのごみ処理施設の経験を、全く考えていないと言わざるを得ません。こんなことでは、市民負担がふえるばかりであります。建設と運営を一本化して委託するといっても、これでは、かえってマイナスにしかならないと思います。

特別職給与と議員報酬の関連部分も含め、本案には以上から、反対であります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第140号、平成28年度系魚川市一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。  
本案に対する採決は、起立により行います。  
本案に対する各委員長の報告は可決であります。  
本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長(倉又 稔君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

会期の延長についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思いを。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 . 会期の延長について

議長(倉又 稔君)

追加日程第1、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、都合により、12月28日までの6日間、延長いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は12月28日までの6日間、延長することに決しました。

会期中の日程については、お手元配付の日程表のとおりであります。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時30分 延会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+